

鴻巣たのしく走る会 会則

(目的)

第1条 本会はジョギング愛好家の集団で、会員同志がたのしく走る関連の活動を通して健康で明るい体作り、維持促進を図る事を目的とする。

(名称)

第2条 本会は「鴻巣たのしく走る会」と称する。

(入会手続)

第3条 年齢性別に関わらず入会出来、随時入会を受け付ける。

- 2 入会は「入会申込書」に第12条第2項に定める年会費を添えて申込をする。

(退会手続)

第4条 本人から申出があった場合

- 2 継続受付期間中迄に会費未納の会員は退会したものと見なす。
- 3 年度途中の退会に際して会費の返金はしない。

(会の活動)

第5条 定例会は毎週水曜日、第1、第3日曜日とする。

- 2 不定期に日帰り合宿等のイベントを行う事がある。

(特別会員の承認)

第6条 満80才を超えた会員を特別会員とする。

- 2 特別会員は年会費を免除する。

(役員会)

第7条 本会の運営にあたって役員会を置き、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 事務局 4名以上
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名

(役員の選任)

第8条 役員は立候補及び役員会の推薦により選出し、定期総会にて会員の3分の2以上の同意をもって承認を得る。ただし、役員の定数を満たさないときは会員の互選により選出する。

- 2 会長については役員会で役員の中から選出する。

(役員及び会員の任務)

第9条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 事務局は、この会の活動計画を策定、実行推進し、会長不在の時は代理を務め会務を代行する。
- 3 会計は、事務局の補佐と会計処理「予算計画、会計報告及び会計処理」を行う。
- 4 監査役は、会計を監査する。

- 5 会員は定例会及び会主催のイベントに積極的に参加する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日を1年間とし、原則2年間とする。ただし、継続する場合は最大6年間を任期の限度とする。
- 2 役員の諸事情により任期前に退任した場合、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(定期総会)

- 第11条 定期総会は、毎年4月の開催とする。
- 2 定期総会は、役員会が会員を招集し会長が議長となる。参加出来ない会員は決裁事項については会長に一任する事とする。
 - 3 定期総会は、次の事を決議する。
 - 一 活動計画及び活動報告に関する事
 - 二 予算及び決算に関する事
 - 三 会則の改廃に関する事
 - 四 その他重要事項に関する事
 - 五 臨時総会は会員の3分の2以上の要求があった場合に開催する。

(経費)

- 第12条 本会の運営経費は会員会費による。
- 2 会費は原則、年間2,000円とする。
但し、1月～3月の入会者からは徴収しない。
 - 3 イベント参加費が必要な場合は別に徴収する。
 - 4 新規入会員の会費は原則、入会日、既存会員の継続は総会日又は新年度開始後3ヵ月以内に一括集金とする。

(会計年度)

- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(予算及び会計報告等)

- 第14条 会長は定期総会において、当年度の予算及び活動計画を提出してその決議を総会参加会員に求め、且つ、前年度の決算及び活動報告の承認を求めなければならない。

(雑則)

- 第15条 この会則に定めのない事項については、役員会の定めるところによる。

附則 この会則は、平成16年4月1日から実施する。

附則 この会則は、平成23年4月1日から実施する。

附則 この会則は、平成26年4月1日から実施する。

附則 この会則は、平成27年4月12日から実施する。

附則 第1条 この会則は、平成28年4月10日から実施する。

第2条 平成28年4月10日施行の会則第11条第1項に関わらず、
平成28年4月10日時点の現役員については、平成28年3
月までの任期期間の全部または一部を加算することが出来る。

附則 この会則は、平成30年4月8日から実施する。

附則 この会則は、令和3年4月4日から実施する。

附則 この会則は、令和4年4月2日から実施する。

附則 この会則は、令和5年4月2日から実施する。

附則 この会則は、令和6年4月6日から実施する。